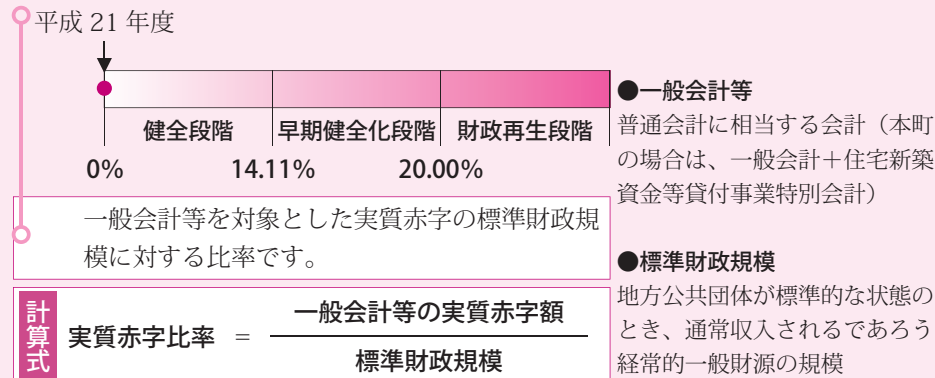
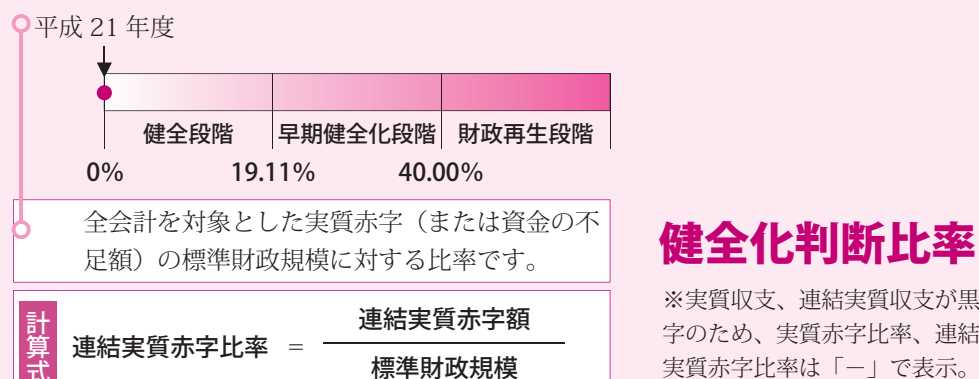


# 平成21年度の 健全化判断比率・資金不足比率

## 実質赤字比率…「-」（参考：実質黒字比率…5.53%）



## 連結実質赤字比率…「-」（参考：連結実質黒字比率…13.94%）



平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下「財政健全化法」という）が成立し、地方公共団体は、平成19年度決算から財政の健全化を測る4つの指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）を公表することが義務付けられました。また、公営企業についても資金不足比率の公表が義務付けられました。

地方公共団体は健全化判断比率により、「健全」、「早期健全化」、「財政再生」の3つの段階に区分され、早期健全化段階や財政再生段階になった場合には、それぞれに「財政健全化計画」や「財政再生計画」を策定するなどして財政の健全化を図ることとなります。（資金不足比率は、公営企業会計ごとに算定するもので、「健全」、「経営健全化」の2段階に区分されます）

町の平成21年度決算における各指標の状況は、別表のとおりとなり、平成20年度決算に引き続き、基準を超えたものではなく、健全段階にあります。

従来の地方公共団体に対する財政再建制度は、普通会計の赤字額が標準財政規模の20%を超えたりきなりレッドカードが出て「財政再建団体」となり、イエローカードともいえる注意喚起の段階がありませんでした。

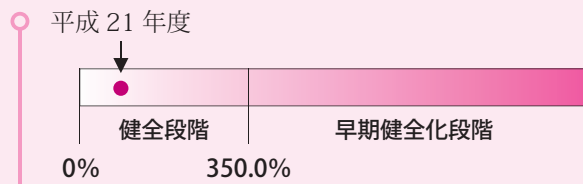
また、特別会計や企業会計にいくら累積赤字があっても財政再建団体とはならず、地方公共団体の実際の姿を反映したものではありませんでした。

この財政健全化法では、「早期健全化」（イエローカード）と「財政再生」（レッドカード）の2段階で財政悪化をチェックするとともに、特別会計や企業会計も併せた連結決算により地方公共団体の財政状況をより明らかにしようとするものです。

### 用語の説明

### 用語の説明

**将来負担比率…81.8%**



一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。

**計算式**

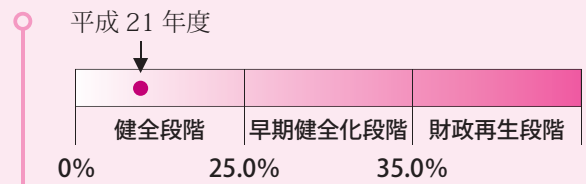
$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{①} - (\text{②} + \text{③} + \text{④})}{\text{標準財政規模} - \text{⑤}}$$

**① 将来負担額**

① 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債残高 ② 債務負担行為に基づく支出予定額 ③ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額 ④ 本町が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てる本町からの負担等見込額 ⑤ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額 ⑥ 本町が設立した一定の法人の負債の額、その法人のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、

当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額 ⑦ 連結実質赤字額 ⑧ 一部事務組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額 ⑨ 充当可能基金額 ⑩ ①から④までの償還額等に充てることができる地方自治法第 241 条の基金 ⑪ 特定財源見込額 ⑫ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 ⑬ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

**実質公債費比率…12.1%**



一般会計等が負担する元利償還金（交付税充当分を除く）と準元利償還金の標準財政規模に対する比率です。

**計算式**

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{①} + \text{②}) - (\text{③} + \text{④})}{\text{標準財政規模} - \text{④}} \text{の3カ年平均}$$

**① 元利償還金**

② 準元利償還金 ③ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合の1年当たりの元金償還金相当額 ④ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの ⑤ 一部事務組合等への負担

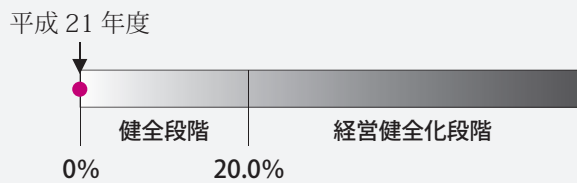
金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの ⑥ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの ⑦ 一時借入金の利子 ⑧ 特定財源 ⑨ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

**資金不足比率**

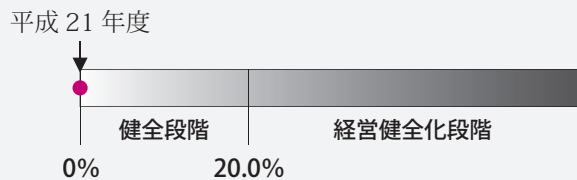
※経営健全化基準とは、早期健全化基準に相当する基準。  
※資金の不足額がないため、資金不足比率は「-」で表示。

公営企業ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率です。本町は、水道事業と公共下水道事業が対象となります。

**水道事業会計…「-」**



**公共下水道事業特別会計…「-」**



**計算式**

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

**● 資金の不足額**

一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計ごとに算定した額。水道は、流動負債等から流動資産と解消可能資金不足額を引いた額。下水道は、繰上充用額と支払繰延額・事業繰越額等から解消可能資金不足額を引いた額。

**● 事業の規模**

料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額。水道は、営業収益の額から受託工事収益の額を引いた額。下水道は、営業収益に相当する収入の額から受託工事収益に相当する収入の額を引いた額。

**早期健全化（イエローカード）**

別表の各指標の比率が、早期健全化基準を一つでも超えると、その団体は、「財政健全化計画」を策定し、自主的な改善努力により財政健全化を図ることとなります。

**財政再生（レッドカード）**

別表の各指標の比率が、財政再生基準を一つでも超えると、その団体は、「財政再生計画」を策定し、国などの関与のもと確実な財政再生を図ることとなります。